

広 個 審 第 2 号

平成 2 4 年 3 月 2 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

保有個人情報不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 1 1 月 9 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第 1 3 号関係）

答 申 書

平成 2 3 年 1 1 月 9 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇で諮問のあった事案（諮問第 1 3 号で受理）について、次のとおり答申します。

第 1 審議会の結論

固定資産の評価に関して、請求者所有の広島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地（以下「本件土地」という。）に係る市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関するすべての資料の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が対象公文書を不存在とした決定は、妥当です。

第 2 異議申立ての趣旨

平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同月 1 2 日付で行った本件開示請求に対し、実施機関が同月 2 4 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で行った不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を取り消し、本件開示請求の対象公文書を開示するよう求めているものです。

第 3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書、意見書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件開示請求は、本件土地に係る市街化区域及び市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）等の具体的な根拠となる保有個人情報の資料を求めたものであり、実施機関が行った本件不存在決定は信じられない。
- 2 実施機関は、平成 2 3 年 4 月 1 日付けの申立人あて固定資産課税明細書等で本件土地の地番ごとに区域区分を示して固定資産税及び都市計画税を課税している。

そこで、申立人は、面積の根拠となる資料と図面等を入手するため、平成 2 3 年 5 月 1 9 日付け及び同年 6 月 9 日付けで本件土地に係る固定資産評価についての個人情報について保有個人情報開示請求をし、実施機関は土地一部現況台帳や評価図面等を開示した。また、同年 6 月 9 日付けで本件土地に係る固定資産評価についての公文書

主張されていますが、固定資産評価に関する不服については、地方税法（昭和25年法律第226号）等に定められている所定の手続を行う必要がある旨付言します。

第6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙1のとおりです。

別紙1

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 11. 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の諮問を受理（諮問第13号で受理）
23. 11. 29 （第1回審議会）	審議
24. 2. 2 （第2回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
木下 則子	広島消費者協会理事
長曾我部 誠	中国新聞社総合編集本部計画担当委員
西村 裕三 (会 長)	広島大学法学部教授
村上 香乃	弁護士